開催日及び場所	平成25	年12月31	∃ (火)	本社会議室	
委員	角田 茂(学校法人参事) 矢橋晨吾(大学名誉教授) 西 谷隆亘(大学名誉教授) 田中俊充(弁護士) 栗田 誠(大				
審議対象期間	学院教授) 平成25年7月1日~平成25年9月30日				
抽出案件	総件数	<u> </u>	件	(備考)	
一般競争入札	/NO 11 3X	1	件	(m,-3)	
工公募型指名競争入札		0	件		
事通常指名競争入札		1	件		
随意契約		0	件		
建 公募型プロポーザル・		0	件		
設 簡易公募型プロポーサール		U			
コ 公募型指名競争入札・		0	件		
ン 簡易公募型競争入札			<u> </u>		
サ標準プロポーザル		0	件		
ルー般競争入札 ター通常指名競争入札		1	件		
<u>√</u>		1	件		
ン 随意契約 (競争性のある) ト 随意契約 (特命随意契約)		0	件件		
補償契約		0	件		
加良大小		<u> </u>	111	回答	
	【吉野川局管内IP伝送設備工事】				
	・応札者が1者だけの場合、			ご指摘のとおりだと思いま	
	第1回目の入札で立会をし			す。1者応札ならばそういう	
	ていると再度入札の時に応			場合があり得ますが、今後こ	
委員からの意見・質問、そ	1 1	者だという		のようなことも含めて、更な	
れに対する回答等		しまい、競争		る適正化を図るため来年度の	
	保されないのではないか。			10月から電子入札の導入を	
				考えております。	
	• 7 tl /t	9回まで行う	- レレ	・基準を満たしていれば、相	
	・入札は2回まで行うことと なっているが、2回目でも落			手の意向を確認した上で随意	
	札しなかった時にはどうい			契約に移行していきます。	
	う手続に	こなるのか。			
	• 夕同 <i>は</i>	1 者応札とな	ってい	・応札者も含めて5社から資	
		14心れこね 札者しか参加		料請求がありましたが、工事	
		こまなのか。		の内容から既設設備の取り替	
		0		えが比較的多く、既設設備を	
				理解してないと施工及び品質	
				の確保は困難であります。こ	
				れに加えて、施工範囲が四国	
				4 県にわたる広範囲なもので	
				あることから、敬遠されたも	
				のと思われます。	

2. 通常指名競争入札(工事)

【ダム下流部周辺整備工事】

- いるからという説明があっ 付することができる場合の 基準に合致しているのか若 干疑問を持った。指名競争入 札にせざるを得ない理由が あったのか、もう一度説明い ただきたい。
- ・指名競争入札とした理由に ・この土地は個人の方からお ついて、工事期間が限られて「借りしている土地ですが、交 渉がうまくいかず工事期間が たが、これは指名競争入札に 確保できませんでした。9月 までに返却しなければならな い中で、交渉がまとまったの が7月になってしまいまし た。一般競争入札であれば、 手続から完成までに4ヶ月く らいかかってしまうので、や むを得ず指名競争入札としま した。

3. 一般競争入札(土木関係建設コンサルタント業務等)

【ダム上部工等耐震性能照査業務】

- ・技術的な審査について60 ・この点数が何点以下はだめ 点満点だが、下限値というかしという基準はないと思いま 最低これだけは必要だとい うような基準値というもの があるのか。
 - す。
- ・技術点と価格点について6 0対30ということだが、こ の比率はこの種のものにつ いてはこの比率で行くとい うような決まりはあるのか。
- ・難易度の高い業務について は2対1を適用する、要は価 格よりも技術を重視するとい う方針です。

4. 通常指名競争入札(建築関係建設コンサルタント業務等)

【仰木の里宿舎屋根改修設計業務】

- 推薦理由欄にマルをつけ忘 記入されていないと推薦で きないということか。
- ・指名業者調書の特記すべき ・指名業者選定資料の3ペー ジを見ていただくと、3の地 れたということだが、ここに 域特性のところで、業務場所 の関係から滋賀県内に本店を 有する業者を選ばせていただ きましたので、他の府県から の業者が入ることはないもの ですから、マルはあってもな くてもよいと思うのですが、 マルを記入するのが一番適切 なやり方だったと思います。

	・入札状況調書を見ると、予 定価格と極めて近い価格を 入札された者がある一方、倍 あるいは倍以上で入札され た者がいる。積算をするにあ たって何か困難を招くよう な案件というふうには余り 思えなかったが、なぜこのよ うな価格で入札されたのか 説明いただきたい。	・この7社について、入札価格について聞き取り調査は行っていません。開札した結果が、たまたまこういう形になったものと思われます。		
	・1回目、2回目の辞退者がかなり多いが、これは業者の都合で行われると思うが、わかる範囲で結構なので、説明いただきたい。	・土木に限らず建築業界の方 も、かなり民間の方がマンションとかそういうところが結 構景気よくなってきておりま して、公共工事の方になかなか参加してもらえないという 実態が見受けられます。		
	5. 補償契約			
	【土地代金補償金 ・土地取得の必要性は何か。	え (第766次)】 「・水没地の一番上流部とな		
	工地权的少元交出的的。	り、ダムができますと水が貯まりますので、用地として必要になることから取得しました。		
	・なぜ、一度に取得しなかったのか。	・登記簿謄本を見ていただく と3名の方が3分の1ずつ 所有しており、更にその3名 の方にそれぞれ相続が発生 していましたので、その整理 が終わってからご契約いた だくということになります が、その整理ができるまでの 時間が異なることから、契約 の時期に差が生じたためで す。		
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	・なし	・なし		

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

財務部契約課長 相良 秀樹 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長 益山 高幸(内線 4631)

用地管財部補償業務課長 杉浦 正人(内線 2331)